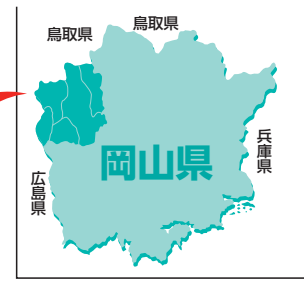


新見市の位置図



いぶきの里



大佐山

満奇洞



新見で農業を体験しませんか？

新見市のピオーネ産地・豊永にある研修ほ場で、気軽にぶどう栽培の体験（見学）ができます。日帰りから1週間程度の体験まで可能です。体験中は、就農アドバイザーや地域の農家から、産地や栽培についての話を聞くことができます。詳しくは、新見市役所農業畜産振興課へお問い合わせください。

新規就農相談窓口

新見市役所農業畜産振興課

〒718-8501 岡山県新見市新見310-3
 電話 (0867)72-6133 FAX (0867)72-6181
 メールアドレス nouchiku@city.niimi.lg.jp
 新見市ホームページ <https://www.city.niimi.okayama.jp>



岡山県新見農業普及指導センター

〒718-8550 岡山県新見市高尾2400
 電話 (0867)72-9177

岡山県新規就農相談センター

〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36 岡山県農林漁業担い手育成財団 ☎ (086) 226-7423
<https://ninaiteokayama.or.jp>
 〒700-0826 岡山市北区磨屋町9-18 岡山県農業会議 ☎ (086) 234-1093
<https://oka-kaigi.jp>

新規就農相談窓口への直通電話です（受付時間：平日 9:00～17:00）

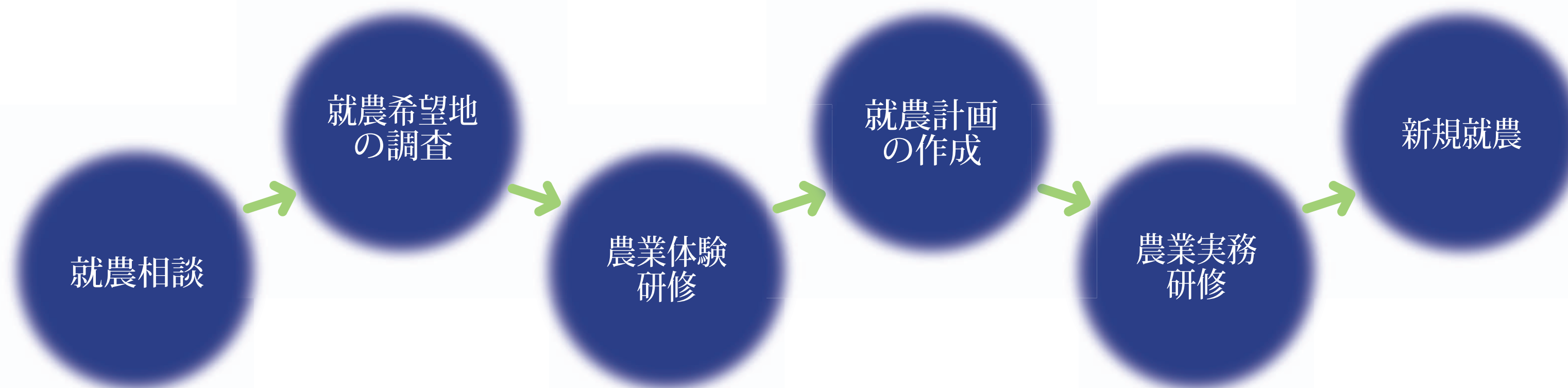
新規就農

住宅新築・購入補助あり
 充実した支援で応援します！

新見で農業を始めませんか？

岡山県新見市

農業を始めたい あなたを応援します!



●短期農業体験

年間を通じて、希望するスケジュールで現地見学や農業体験ができます。また、希望があれば、新規就農者との意見交換ができます。

- 期間……日帰り～1週間程度
- 場所……新見市内農家ほ場 など
- 参加費……無料
- 宿泊費……実費
- 宿泊施設……民間宿泊施設

●農業体験研修

農業がどのような仕事であるか体験する研修です。1か月間農村生活に触れながらベテラン農家の指導のもと、農作業を行います。

- 申込資格…年齢55歳未満
(農家出身の方は50歳未満)
- コース……ピーオーネ、トマト、りんどう
- 募集期間…毎年6月頃を予定
- 研修期間…1か月間程度
- その他……研修費無料
(1か月間の傷害保険代は、ご負担ください)

●農業実務研修

農業体験研修を修了し、本格的に農業に取り組みたい方を対象とした2年以内の研修です。研修内容は、農業技術や経営技術の習得、地域との信頼関係づくりなどで、独立に向けた実践的なトレーニングを行います。なお、研修期間中は研修費が支給されます。

- 申込資格…農業体験研修修了後、1年以内の認定就農者
- 申込先……市の指定する事業主体（農協）
- 研修期間…新規参入型：ピーオーネ2年以内、トマト・りんどう1年以内
- 研修先……農協
- 研修費……最大12.5万円/月を最長2年間助成（49歳以下）
150万円/年を最長2年間助成（50～55歳未満）
75万円/年を最長2年間助成（55～60歳未満）

お試し暮らし

市内での生活体験をするために宿泊する場合、その費用の一部を支援します。

1世帯1泊あたり2,000円（食事なしプランの場合）で宿泊できます。
※最長30泊が限度です。
※市の指定する宿泊施設に限ります。

応援します!

- 農地の確保
- 住宅の確保
- 施設・機械の確保
- 資金の借入等



体験研修修了後、実務研修を開始するまでには、営農・生活プランの検討、作成、就農計画の認定手続き、住居の確保などで3か月～半年程度の期間が必要です。

新規就農者に対する支援制度

1 農業見学・短期農業体験

- ・年間を通じて、ピーオーネ、トマト、りんどう栽培の見学や体験ができます。
- ・期間は日帰り～1週間程度で、希望に応じた対応ができます。

2 農業体験研修

- ・岡山県の制度にそった1か月間の農業体験研修です。
- ・ベテラン農家の指導により、農作業や農村生活にふれることができます。



3 農業実務研修

- ・国・岡山県・新見市の制度にそった2年間以内の研修です。
- ・最大12.5万円/月を最長2年間助成（49歳以下）
150万円/年を最長2年間助成（50～55歳未満）
75万円/年を最長2年間助成（55～60歳未満）

4 地域定着手当（^{研修目}3年目）の支給 ※新見市独自

- ・ピーオーネの生産を目指し農業実務研修を終えた人に対して、3年目の研修費（月額7万5千円）の支給があります。

5 新築住宅・中古住宅の購入の補助 ※新見市独自

- ・住宅を購入した場合、購入費に対して補助制度があります。（最大150万円）

6 借家賃借料の補助

- ・農業実務研修開始又は就農開始から2年間について、民間の借家賃借料に対して補助制度があります。



7 借家リフォーム費の補助

- ・民間の借家に入居する際、生活するために必要となる修繕費用に対する補助制度があります。

8 就業奨励金の支給

- ・就農開始後、将来に渡り農業経営を継続すると認められた場合、就業奨励金の支給があります。（39歳以下）

9 施設・設備の補助

- ・農業経営に必要な果樹棚やビニルハウス等を導入する経費についての補助制度があります。
(農協各支部に属すること)
- ・新規認定農業者へは、補助金に上乘せがあります。

